



システム及びソフトウェア技術－
システム及びソフトウェア製品の
品質要求及び評価（SQuaRE）－
利用時品質モデル

JIS X 25019 : 2025
(ISO/IEC 25019 : 2023)
(JSA)

令和 7 年 12 月 22 日 制定

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	相 薗 敏 子	株式会社日立製作所
	安 形 輝	亜細亜大学
	島 健 夫	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	永 沼 美 保	日本電気株式会社
	服 部 恵 二	総務省国際戦略局
	松 田 充 弘	独立行政法人情報処理推進機構

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 7.12.22

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 7.12.22

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会（委員会長 渡邊 創）

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	4
2 引用規格	4
3 用語及び定義	4
3.1 利用時品質	5
3.2 利用時品質特性及び副特性	10
3.3 関連する SQuaRE の概念	12
4 利用時品質モデル	14
4.1 概要	14
4.2 利害関係者	15
4.3 利用状況における利用時品質	15
4.4 利用時品質モデルの構造	16
4.5 利用時品質モデルの対象	16
4.6 利用時品質モデルの利用	18
附属書 A (参考) JIS X 25010:2013 における利用時品質モデルとの対比	19
附属書 B (参考) 品質特性、品質副特性及びそれらの利害関係者のニーズの関係	22
附属書 C (参考) 利用時品質特性及びその効果並びに影響の例	23
附属書 D (参考) 利用時品質モデルをアプリケーションに適用する事例	28
参考文献	32
解 説	35

まえがき

この規格は、産業標準化法第14条第1項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

日本産業規格

JIS

X 25019 : 2025

(ISO/IEC 25019 : 2023)

システム及びソフトウェア技術— システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価 (SQuaRE) —利用時品質モデル

Systems and software engineering—Systems and software Quality
Requirements and Evaluation (SQuaRE)—Quality-in-use model

序文

この規格は、2023年に第1版として発行された **ISO/IEC 25019** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

ISO/IEC 25010:2011 (JIS X 25010:2013) は技術的に改正され、**ISO/IEC 25019 (JIS X 25019)** の第1版、**ISO/IEC 25002 (JIS X 25002)** の第1版及び **ISO/IEC 25010 (JIS X 25010)** の第2版に置き換えられた。

JIS X 25010:2013 からの主な変更点は、次のとおりである。

- システム又は製品の利用から影響を受ける利害関係者を分類し説明する。
- それぞれの利害関係者の関心のある側面を品質特性に統合及び提示する。
- 以前の版の利用時品質モデルにおける品質特性に示されている利用状況網羅性を削除する。

情報システム（ICT 製品、ソフトウェア、データ）及び IT サービスが広く利用される中、それらを利用することによる効果及び影響の対象は、直接利用者から組織及び社会にまで広がることがある。その効果及び影響を可能な限り抑制することは、企業及び公共又は社会行政の社会的責任である。

様々な組織の機能及び個人の活動が、情報システム及び IT サービスによって遂行されることがますます増加している。それゆえ、利害関係者に価値を提供し、悪影響を及ぼす可能性を回避するためには、高品質な情報システム及び IT サービスが不可欠である。残念ながら、従来、品質保証は主に機能的な要求事項に焦点を当てており、システム及び／又は製品の非機能的な属性には、ほとんど注意を払ってこなかった。利害関係者に対する情報システムの価値を最適化するためには、情報システム及び IT サービスの全ての品質属性を包括的に仕様化、設計及び評価することが極めて重要である。

“利用時品質”モデルの目的は、情報システム及び IT サービスシステムの利用によって経験できる効果及び影響を表現することである。すなわち、システム、ソフトウェア製品及び IT サービスを利用する際の品質を定義、測定、評価及び改善することである。利用時品質は、ソフトウェア、データ、IT サービスの品質を含む多くの要因から影響を受ける可能性がある。

利用状況が変化すると、利害関係者への効果及び影響も変化する。